

寄付金に関する選考規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条の規定に基づき一般財団法人「日本善意財団」(以下「本財団」という。)が受領する寄付金に関し、寄付を行う先(以下、「寄付金対象先」)の選考に必要な事項を定めることを目的とする。

(本規則に関する寄付金)

第2条 この規則は、「寄付金取扱い規則」に定める「(1)一般寄付金:個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金」について定める。

2 この規則における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の対象先)

第3条 一般寄付金を寄付することができる「寄付金対象先」は、「本財団」が支援対象とする「経済的・社会的・家庭的に恵まれない子供達及びその家庭への支援活動」を行っている法人、団体等を対象とする。

(選考委員会の設置)

第4条 「寄付金対象先」を選定するため、「寄付金選考委員会」を設置することができる。委員会の構成等は、定款第44条の規定に基づく。

(選考委員会による推薦)

第5条 選考委員会の推薦により「寄付金対象先」を選定し、理事会で承認を受けるものとする。選考委員会は「寄付金対象先」の選定にあたっては、「本財団」の設立趣旨に基づき、広く対象先を選考し、公正公平に選定しなければならない。

(寄付金額の権限基準)

第6条 「寄付金対象先」の選定後の寄付金額について、10万円未満については理事会への事後報告とし、10万円以上については、理事会の事前承認を受けるものとする。

(寄付金に係る活動報告と情報公開)

第7条 「寄付金対象先」については、寄付金の金額、寄付金による支援内容(使途予定)、その後の活動等について、適宜、理事会等に報告し、ホームページ上に公開するものとする。

(寄付金の受領書の受取)

第8条 「寄付金対象先」からは、寄付金の受領書を受け取るものとする。受領書の受取が困難な場合には、その理由を理事会に報告し、理事会の承認を受けるものとする。

(個人情報公開)

第9条 「寄付金対象先」については、出来る限りオープンにする一方、「寄付金対象先」に関する個人情報については、別の定める個人情報保護規則に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 寄付金の選考について、問題等が生じた場合には、理事会で協議するものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規則は、一般財団法人「日本善意財団」の設立の登記の日から施行する。